

共同利用について

個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、特定の者との間で共同事業を実施し、個人データを共同利用する場合、「①利用される個人データの項目、②共同利用者の範囲、③利用目的、④個人データ管理責任者」をあらかじめ公表していれば、共同利用者は第三者に該当しません。当組合は以下に記載の事業を共同実施していますので、公表いたします。

1. 被保険者の健康診断（生活習慣病健診、人間ドック、脳ドック）

当組合では、被保険者（社員）の健康管理のため阪和興業株式会社他各事業主（以下「事業主」という）と健康診断（生活習慣病健診、人間ドック、脳ドック）を共同実施し、健診データを共同利用しています。

-1 共同利用する個人データの項目

被保険者（社員）の健診データ

-2 共同利用者の範囲

- **事業主**：産業医、保健師、人事部（健康管理担当）の部門長、担当者および被保険者の所属長。
但し、被保険者の所属長の利用は、被保険者の健診結果が要再検、要治療で就業上の配慮が必要と判断される場合とし、必要な範囲の内容に限る。
- **当組合**：事務長および健康診断担当職員

-3 利用目的

事業主及阪和興業健康保険組合は共同で被保険者並びにその家族の健康管理を推進し、心身の健康の増進並びに疾病の予防、早期発見、早期治療を図り、併せて衛生教育活動を行い、快適な職場環境の確立をめざす。その為に健診データを各事業所で保管するとともに、健保組合のコンピュータにデータ保存し、各事業所の産業医及び健保所属の保健師・看護師による健康相談及び健康指導を実施する。またそれらのデータを活用し健康管理事業の策定を行う。

-4 データ管理責任者

- **事業主**：人事部（健康管理担当）の部門長
- **当組合**：常務理事

2. 診療報酬明細（レセプト）

当組合では、阪和興業株式会社他各事業主（以下「事業主」という）と共同で、疾病の重症化防止や労務災害防止を目的とした受診勧奨等を行うため、健康診断ならびにレセプト情報の一部を共同利用しています。

-1 共同利用する個人データの項目

受診勧奨対象者の健診データならびに対象疾患の診療情報明細書の有無
※診療報酬明細（レセプト）情報は「医療機関受診歴の有無を健保から事業主ならびに業務委託先へ知らせる」ことに限定して使用する。

-2 共同利用者の範囲

- **事業主**：産業医、保健師、人事部（健康管理担当）の部門長、および担当者
- **当組合**：事務長および健康診断担当職員
- **業務委託先**：株式会社 大正オーディット、DeSCヘルスケア株式会社、株式会社大和総研

-3 利用目的

事業主は、社員の健康を維持し、生活・勤務の質を低下させないことを、また阪和興業健康保険組合は、生涯に渡り多額の医療費が発生する疾病の重症化を予防することを目的に、健診データならびにレセプト情報に基づいた受診勧奨を行う。

-4 データ管理責任者

- **事業主**：健康管理部門長
- **当組合**：常務理事
- **業務委託先**：株式会社 大正オーディット、DeSCヘルスケア株式会社、株式会社大和総研

健康保険組合連合会と共同で実施する高額医療給付に関する交付金交付事業

-1 健保連と的高額医療事業の共同実施について

当組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のためには、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

-2 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

-3 レセプトデータを共同利用する者の範囲について

（当組合）事務長、給付担当職員
（健保連）高額医療グループ職員

-4 レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。健保連・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

-5 レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

（当組合）事務長
（健保連）高額医療グループ グループマネージャー